3　区分番号Ｉ０１１－２に掲げる歯周病安定期治療を開始した日以降は、算定できない。
4　麻酔及び特定薬剤の費用は、所定点数に含まれるものとする。
5　区分番号Ｄ００２の３に掲げる混合歯列期歯周病検査に基づく歯周基本治療については、１により算定する。

Ｉ０１１－２　歯周病安定期治療（１口腔につき）　300点
注１　一連の歯周病治療終了後、一時的に病状が安定した状態にある患者に対し、歯周組織の状態を維持するためのプラークコントロール、スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング、咬合調整及び機械的歯面清掃等の継続的な治療（以下この表において「歯周病安定期治療」という。）を開始した場合は、１口腔につき月１回に限り算定する。
2　２回目以降の歯周病安定期治療の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して２月を経過した日以降に行う。ただし、一連の歯周病治療において歯周外科手術を実施した場合等の歯周病安定期治療の治療間隔の短縮が必要とされる場合は、この限りでない。
3　歯周病安定期治療を開始した後、病状の変化により歯周外科手術を実施した場合は、歯周精密検査により再び病状が安定し継続的な治療が必要であると判断されるまでの間は、歯周病安定期治療に係る費用は算定しない。
4　歯周病安定期治療を開始した日以降に歯周外科手術を実施した場合は、所定点数の100分の30に相当する点数により算定する。

Ｉ０１１－３　歯周基本治療処置（１口腔につき）　10点
注１　区分番号Ｉ０１１に掲げる歯周基本治療を行った部位に対して、薬剤等により歯周疾患の処置（区分番号Ｉ０１０に掲げる歯周疾患処置を除く。）を行った場合に、月１回に限り算定する。
2　区分番号Ｉ０１０に掲げる歯周疾患処置を算定した月においては、歯周基本治療処置は別に算定できない。
3　薬剤等に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。

（その他の処置）

Ｉ０１４　暫間固定
1　簡単なもの　300点
2　困難なもの　500点
3　著しく困難なもの　650点

Ｉ０１４－２　暫間固定装置修理
1　簡単なもの　70点
2　困難なもの　220点

Ｉ０１５　口唇プロテクター　290点
Ｉ０１６　線副子（１顎につき）　650点
Ｉ０１７　床副子
1　簡単なもの　650点
2　困難なもの　1,500点
3　著しく困難なもの又は摂食機能の改善を目的とするもの（舌接触補助床）　2,000点

Ｉ０１７－２　床副子調整（１口腔につき）
1　睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床又は摂食機能療法に伴う舌接触補助床の場合　120点
2　咬合挙上副子の場合　220点
注１　１については、新たに製作した睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床又は摂食機能療法に伴う舌接触補助床の装着時又は装着後１月以内に、当該咬合床又は補助床の製作を行った保険医療機関において適合を図るための調整を行った場合に、１回に限り算定する。
2　同一の患者について１月以内に床副子調整を算定すべき調整を２回以上行った場合においては、床副子調整は１回とし、第１回の調整を行ったときに算定する。

Ｉ０１７－３　顎外固定
1　簡単なもの　600点
2　困難なもの　1,500点

Ｉ０１８　歯周治療用装置
1　冠形態のもの（１歯につき）　50点
2　床義歯形態のもの（１装置につき）　750点
注１　歯周病検査の結果、区分番号Ｊ０６３の３に掲げる歯肉切除手術、区分番号Ｊ０６３の４に掲げる歯肉剥離掻爬手術又は区分番号Ｊ０６３の５に掲げる歯周組織再生誘導手術を行った場合に算定する。
2　印象採得、特定保険医療材料等の費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｉ０１９　歯冠修復物又は補綴物の除去（１歯につき）
1　簡単なもの　16点
2　困難なもの　32点
3　根管内ポストを有する鋳造体の除去　54点

Ｉ０２０　暫間固定装置の除去（１装置につき）　30点
Ｉ０２１　根管内異物除去（１歯につき）　150点
Ｉ０２２　有床義歯床下粘膜調整処置（１顎１回につき）　110点
Ｉ０２３　心身医学療法
1　入院中の患者　150点
2　入院中の患者以外の患者
イ　初診時　110点
ロ　再診時　80点
注１　区分番号Ａ０００に掲げる初診料を算定する初診の日において心身医学療法を行った場合は、診療に要した時間が30分を超えたときに限り算定する。
2　入院中の患者については、入院の日から起算して４週間以内の期間に行われる場合にあっては週２回を、入院の日から起算して４週間を超える期間に行われる場合にあっては週１回をそれぞれ限度として算定する。
3　入院中の患者以外の患者については、初診日から起算して４週間以内の期間に行われる場合にあっては週２回を、初診日から起算して４週間を超える期間に行われる場合にあっては週１回をそれぞれ限度として算定する。
4　20歳未満の患者に対して心身医学療法を行った場合は、所定点数に所定点数の100分の100に相当する点数を加算する。

Ｉ０２４　鼻腔栄養（１日につき）　60点
Ｉ０２５　酸素吸入（１日につき）　65点
注１　使用した精製水の費用は、所定点数に含まれるものとする。
2　人工呼吸と同時に行った酸素吸入の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。